

# 仕様書

## 第1 件名

令和8年度 Clear Sky 実現に向けた大気環境改善促進事業に係るイベント等の企画・運営委託

## 第2 目的

東京都は、「東京都環境基本計画（令和4年9月）」、「『未来の東京』戦略 version up 2024（令和6年1月）」及び「2050 東京戦略～東京もっとよくなる～（令和7年3月）」において、PM2.5 及び光化学オキシダントに関する政策目標を掲げ、大気環境の更なる改善に向けて取り組むこととしている。

本委託では、この政策目標の達成に向けて、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)の排出削減を、都民や事業者が自ら取り組み推進していく機運を醸成することを目的とする。

Clear Sky 実現に向けた大気環境改善促進事業（以下「本事業」という。）については、下記ホームページにて確認すること。

- ・東京都環境局ホームページ Clear Sky 実現に向けた大気環境改善促進事業

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air\\_pollution/torikumi/clearsky/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/torikumi/clearsky/index.html)

## 第3 契約期間

契約確定日から令和9年3月19日まで

## 第4 履行場所

公益財団法人東京都環境公社（以下「委託者」という。）が指定する場所

## 第5 委託内容

受託者は、次の1に示す事項を前提とし、2から5に示す業務を、委託者と緊密に連携を図り円滑に行うこと。

### 1 前提

- (1) 主なターゲットは、本事業を認知していない事業者及び都民とする。
- (2) 本事業の認知度向上、理解促進に繋がる内容とする。
- (3) 都は、本事業において大気環境改善に向けた取組を行っている事業者を「Clear Sky サポーター」として登録し、身近な取組や本事業について情報発信する個人を「Clear Sky 応援個人サポーター」として募集しており、両サポーターの増加に繋がる内容とする。

### 2 全体進行管理

- (1) 各業務の進捗やタスクの確認、実績の共有、委託内容の進め方等について、月2回程度定例会を実施すること。定例会は、委託者の他に事業を所管する都も参加する場合があるため、都の意見も踏まえて対応すること。

- (2) 定例会の前営業日正午までに、定例会で使用する資料を提出すること。
- (3) 各業務の詳細スケジュール及びタスクを細分化したステータスマンagement表を作成すること。作成した詳細スケジュール及びステータスマンagement表は定例会等の打合せ内容を踏まえ、随時更新を行うこと。また、更新箇所は関係者が分かるようにすること。
- (4) 各業務の施策ごとの目標値（KPI）の達成に向け、工夫を講じること。各施策の終了時は、速やかに実績等を共有すること。

### 3 Clear Sky サポーターアワードの企画・開催

#### (1) Clear Sky サポーターアワードの概要

##### ア 内容

Clear Sky サポーターである事業者の取組内容を都民へ周知し、都民の投票により評価するアワードを開催し、優秀な取組を選定、表彰する。本アワードの具体的な実施内容は、次の(2)から(6)とする。

##### イ 想定スケジュール

- ・令和8年6月から7月中旬 : リスト作成、事業者アプローチ
- ・令和8年6月下旬から7月中旬 : 募集期間
- ・令和8年7月下旬から8月初旬 : 予選審査期間
- ・令和8年8月中旬から10月 : 取組紹介動画制作
- ・令和8年11月 : 本選投票期間
- ・令和8年12月から令和9年1月頃 : 表彰式典開催

#### (2) 応募者の募集

##### ア 実施内容

受託者は、本アワードの応募者の募集を実施すること。事業者等の応募に関する問合せに対応すること。募集状況について随時、委託者へ報告すること。

##### イ 募集方法

本アワードと類似したコンテストやイベント（例：環境展、エコプロ等）に参加している事業者を中心に、大気環境改善に取り組む事業者のリストを、100者程度を目安として作成し、電話やメール等による広報活動を行うこと。

併せて、応募者を増やすために効果的な手法（例：ターゲティングメールの送信、プラットフォームでの告知等）があれば実施すること。

なお、Clear Sky サポーターには、都よりメールによる広報を実施する。

##### ウ 募集規模

6者以上を目指すこと。

##### エ 応募方法

受付は、電子メール等での申込みを必須とし、記録の残る方法を確保すること。また、応募時に、予選で審査対象となる資料（Power Point A4横1枚）を提出してもらうこと。予選は都において、企画書を基に都が指名した委員による審査を行い、本選へ進出する事業者3者を選定する。なお、本アワードは Clear Sky サポーターのみ対象のため、未登録の応募希望者はサ

ポーター登録後に応募してもらうこと。

### (3) 取組紹介動画・記事の作成

#### ア 実施内容

本選に進出した事業者3者の大気環境改善に向けた取組内容について、紹介動画を作成すること。

#### イ 作成本数

3本

#### ウ 動画時間

動画1本あたり2分程度

#### エ 動画の台本・構成

受託者は動画の制作に際し、構成案及び台本を作成し提出、委託者の承諾を得ること。都民が理解できるよう平易な表現で、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び揮発性有機化合物（VOC）の排出削減に向けた事業者の自主的取組を紹介すること。作成にあたり実施する事業者への取材・ロケハン等については、受託者が事業者と調整し実施すること。

動画のクオリティや構成は、過年度に本事業において制作した以下3本の取組紹介動画と同様とする。

- ・株式会社タツノ <https://www.youtube.com/watch?v=yzSHVL8ebJQ>
- ・SB フレームワークス株式会社 <https://www.youtube.com/watch?v=92okgc-20vc>
- ・相川運送株式会社 <https://www.youtube.com/watch?v=pJ0FCgoMz-0>

#### オ 納品データ形式

東京都環境局環境改善部の YouTube チャンネルに投稿できる形式

#### カ 取組紹介記事

本事業ホームページに掲載する、動画の内容をテキストと写真等で紹介する記事の原稿を Word で作成し、提出すること。なお、ホームページへの掲載は都が行う。

#### キ その他

- ・動画撮影には、委託者及び都の担当者が立ち会うため、日程調整の際は留意すること。
- ・データの納品時には、サムネイルも作成し提出すること。

### (4) オンライン投票の実施

#### ア 実施内容

本選は、オンライン投票にて実施し、グランプリ1者、敢闘賞2者を決定する。受託者は、投票するためのウェブサイト（特設サイト）を制作、運営すること。ウェブサイトのデザインは令和7年度と同様とし、(3)で制作した取組紹介動画を貼付し、取組紹介記事へのリンクや投票ボタンを設置すること。

#### イ 投票数

4,000票以上の投票数を目指すこと。

#### ウ 投票フォーム

投票を行うためのフォームを作成し、ウェブサイトから投票が行えるよう設定すること。

エ URL (ドメイン)

URL (ドメイン) は「clearskyaward.jp」を使用すること。なお、受託者は同 URL (ドメイン) の更新及び令和7年度受託者からの移管に係る費用を含めた管理を行うこと。

オ セキュリティ

ウェブサイト構築や外部サービスの利用にあたっては、データの不正な流出や改ざん等がないようセキュリティ対策を適切に実施すること。

カ 投票結果

本選期間中、投票結果を随時、委託者へ報告すること。なお、後述4の都民向けイベントや委託者及び都が独自に出展するイベントでもシール貼付等により投票を行うため、投票結果に合算することとする。

## (5) 表彰式典の開催

ア 実施内容

受賞者を表彰する式典を実施すること。実施内容については、令和6年度の表彰式典と同程度とする。

(参考) 令和6年度実施状況

- ・令和7年1月23日 コール田無 (多目的ホール) にて開催
- ・一般都民と関係者含め来場者計 107 名

イ 開催日時

令和8年12月から令和9年1月頃迄の間で、平日の昼間に1時間から1時間30分程度(予定)で開催すること。開催日時は委託者と協議の上、決定すること。

ウ 開催会場

委託者と協議の上、選定・確保すること。オープンスペースではなく、ホール等での開催を想定している。なお、会場の他、控室についても確保すること。

エ 開催規模

来場者は関係者を含め100名程度とする。

オ 参加申込受付

参加は事前予約制とし、一般都民も対象とする。受託者は、参加者を募集し、申込みの受付対応をするとともに、問合せにも対応すること。申込み状況については、随時委託者へ報告すること。本選に進出した事業者3者から、登壇する代表者以外に参加者を募集すること。

カ 式典内容

受賞者への表彰(主催者挨拶、取組紹介動画放映、表彰、受賞者スピーチ、記念撮影等)に加え、式典を盛り上げるため、委託者の指定した出演者、または同様の専門性を持つ出演者によるサイエンスライブ(30分程度)を行うこと。併せて、出演者には表彰時の登壇や閉会のスピーチ(感想)、記念撮影への協力も依頼すること。出演に係る交渉や出演料の支払い等は受託者が負担すること。なお、サイエンスライブの内容については、本事業の令和7年度都民向けイベントにて実施したものと同程度とする。

また、進行を円滑に行うため、司会者(司会を業とする者で、司会業の経験が3年以上ある者)を手配すること。

## カ 動画撮影・写真撮影

式典は、Zoom 等を用いたオンラインでの配信も同時に実施すること。サイエンスライブ実施時には、手元のアップを撮影し、後方からも見易いよう会場内で同時放映すること。

式典を撮影した動画は、後日、都の YouTube チャンネルで公開するため委託者と協議の上、簡易編集し、編集後のデータを納品すること。併せて、サムネイルも作成し提出すること。

後日広報に活用するため、式典の様子が分かる写真を撮影すること。なお、肖像権等の確認は受託者が行うこと。

## キ 会場設営

- ・会場前方にステージがあり、ステージ後方に動画放映可能なスクリーンを設置すること。
- ・ステージ上には、演台、壺花、看板等を用意すること。
- ・式典に必要な音響、照明、映像の各設備等を手配すること。
- ・表彰式典にふさわしい華やかな音楽、ライティング、会場装飾とすること。
- ・会場前に受付を設置し、受付業務を行うこと。その際、来場者に対し式次第等の式典に係る資料の配布を行うこと。胸章を準備し、登壇者（主催者、受賞者）へ配布すること。
- ・控室（出演者、受賞者、都関係者、運営スタッフの利用を想定）を準備すること。

## ク 台本・マニュアル

受託者は、式典の運営に際し、進行台本及び運営マニュアルを作成し提出、委託者の承諾を得ること。運営マニュアルには、タイムスケジュール、導線、座席配置、役割分担、レイアウト図（控室を含む）、スタッフ及び機材の配置案、不測の事態が発生した場合の対応等を含むものとする。

## ケ 記念品

式典において受賞者に渡す記念品は、委託者と協議の上、受託者が準備すること。クリスタルやガラス製の透明な表彰盾・トロフィーに、アワード名、受賞企業・団体名、都ロゴを刻印することを想定している。

## コ 式典紹介記事

本事業のホームページに掲載する、式典の様子をテキストと写真等で紹介する記事の原稿を Word で作成し、提出すること。なお、ホームページへの掲載は都が行う。

## (6) 広報の企画・実施

### ア 本選実施時の広報

本選の実施にあたり、広く都民に対して SNS（主に、Instagram を想定）や各種メディアを活用して開催を周知し、投票数の増加につながる効果的な広報を展開すること。

### イ 表彰式典開催時の広報

式典の参加者（オンラインのリアルタイム視聴者を含む）を増やすために効果的な広報（例：ターゲティングメール送信、ホームページ上での告知等）を実施すること。

### ウ 表彰式典開催後の広報

式典開催後、都内に事業所を有する事業者の本社経営層及び環境管理部門責任者等に対して、本アワードの結果や好事例の取組内容を訴求するため、以下の広報を行うこと。

- ・業界紙や専門誌等の紙媒体にアワードや式典に関する記事広告を掲載

(「日経 ESG」見開き 2P を想定)

- ・本アワードの結果や取組紹介動画を周知するウェブ広告を配信  
(主に、YouTube のインフォード広告を想定)

エ 実施時期

本アワード開催期間から令和 8 年 3 月頃まで

オ その他

- ・各広報において数値目標を設定し、可能な限り達成できるよう効果の高い手法を提案すること。
- ・アからウにおいて実施する各手法及び委託者が実施する SNS での広報等に使用するグラフィックデザインを作成すること。媒体によりリサイズが必要な際は、対応すること。

#### 4 都民向けイベントの企画・開催

(1) 実施内容

参加者に対し、本事業の内容や、窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減に向けて身近に取り組める対策を周知し、行動変容を促すこと。

(2) 開催日時

令和 8 年 11 月頃の土・日・祝日の昼間に開催すること。開催日時は委託者と協議の上、決定すること。

(3) 開催回数

1 日 1 か所とする。その内、ステージイベントを 1 日 2 回実施すること。

(4) 開催会場

委託者と協議の上、選定・確保すること。商業施設内の屋根のあるオープンスペースで、前方にステージ、ステージ後方に大型ビジョンまたはスクリーンを設置できる会場を想定している。会場の他、控室 (出演者、運営スタッフの利用を想定) についても確保すること。

(5) 開催規模

ステージイベント 1 回あたり立ち見を含め 200 名以上の参加者数を目指すこと。

(6) イベント内容

- ・ステージイベントを、1 回あたり 30 分間から 1 時間程度を 1 日 2 回実施すること (想定スケジュール ①13:00～ ②15:00～)。
- ・イベント会場にて、Clear Sky サポーターアワードへの投票を促進すること。パネル展示でのシール貼付による投票を想定している。
- ・イベント全体の進行を円滑に行うため、司会者 (影アナを含む) を手配すること。

(7) ステージイベント

委託者の指定した出演者、または同様の専門性を持つ出演者によるサイエンスライブを 30 分間から 1 時間程度、1 日 2 回行うこと。出演に係る交渉や出演料の支払い等は受託者が負担すること。なお、サイエンスライブの内容については、本事業の令和 7 年度都民向けイベントにて実施したものと同様とする。

(8) 動画撮影

サイエンスライブ実施時には、手元のアップを撮影し、後方からも見やすいよう会場内で同時放

映すること。

(9) 会場設営

- ・会場前方にステージがあり、ステージ後方に動画放映可能なスクリーンを設置すること。
- ・イベントに必要な音響、照明、映像の各設備等を手配すること。
- ・控室（出演者、都関係者、運営スタッフの利用を想定）を準備すること。

(10) 台本・マニュアル

受託者は、イベントの運営に際し、進行台本及び運営マニュアルを作成し提出、委託者の承諾を得ること。運営マニュアルには、タイムスケジュール、導線、座席配置、役割分担、レイアウト図（控室を含む）、スタッフ及び機材の配置案、不測の事態が発生した場合の対応等を含むものとする。

(11) ノベルティ

イベント会場にて、参加を促すため及び Clear Sky サポーターアワードへの投票を促すために配布する PR グッズ（ノベルティ）を企画・制作すること。制作する際は、本事業ロゴマークを入れたデザインとすること。

(12) 広報

イベントの参加者を増やすために効果的な広報手法（例：商業施設のサイネージ掲出、チラシ配布、ホームページ上での告知等）を実施すること。各手法及び委託者が実施する SNS での広報等に使用する開催を告知するグラフィックデザインを作成すること。媒体によりリサイズが必要な際は、対応すること。チラシ配布を行う際は、グラフィックデザインを活用し、作成すること。

## 5 報告書の作成

本委託業務で実施した内容、成果及び KPI 達成率をまとめた報告書を作成し、提出すること。事前に、委託者の承認を得ること。

## 6 その他

(1) 受託者は、動画、ウェブコンテンツ、広告及び印刷物のデザイン案等の作成にあたっては、複数案を提示し委託者の承認を得ること。校正を2回以上行うこと。必要に応じて別添 Clear Sky サポーターロゴマークを入れること。Clear Sky サポーターロゴマークを使用する際は、以下に準拠すること。

- ・色や形を変えて使用しないこと。
- ・図形や文字の位置を変えて使用しないこと。
- ・バック地に溶け込んでしまう場合は、白い枠の中に置くこと。

(2) 都が保有する過去の Clear Sky フォトコンテスト選考作品について、それらの写真を広告等に活用することが可能である。

また、過年度に作成したチラシ3種（Clear Sky サポーター募集チラシ、Clear Sky 個人応援サポーター募集チラシ、Clear Sky サポーター・Clear Sky 個人応援サポーター募集チラシ）およびポスター2種（事業イメージポスター、Clear Sky サポーター募集ポスター）のデザインデータを活用することが可能である。チラシやポスターを使用する際は、受託者が印刷に係る費用を負担すること。

- (3) 国または地方自治体が開催する大気環境関連の検討会に携わった経験を有する者を、委託者と協議の上で1名選任し、作成する動画等コンテンツの内容確認を行うこと。

## 第6 履行にあたっての留意点

- 1 本委託業務の実施に当たっては、条例、規則、関連法令等を遵守すること。
- 2 商品の宣伝、反社会的な公序良俗に反する表現など官公庁として相応しくない表現は盛り込まないこと。
- 3 受託者は、委託内容及び業務の進め方について委託者と緊密に連絡を取り、定期的に打合せを行い、承認を得た上で実施すること。
- 4 受託者は、別紙1「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」及び別紙2「共通事項 3 個人情報の保護」に定める事項に従って契約を履行すること。なお、本委託業務において取得したパソコン等に記録された個人情報について、委託者が判読および復元ができないよう確実に消去するよう求めた場合、データ消去用ソフトウェア等を使用して実施し、書面にて実施結果について報告すること。
- 5 本仕様書に定める事項等の解釈に疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議し決定すること。

## 第7 その他

- 1 別紙2の「共通事項」および「暴力団関係者の排除に係る特約条項」を遵守すること。
- 2 別紙3の「成果の権利及び知的財産権の帰属」に則り、デザイン作成等に係るすべての知的財産権は委託者に帰属する。

## 第8 再委託の取扱い

- 1 受託者は、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することにに関して一切の責任を負う。

## 第9 書類等の提出

- 1 受託者は、業務に着手する前に次の書類及び電子データを提出し、委託者の承認を得ること。
  - ・委託着手届 1部
  - ・実施計画書 1部
- 2 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出すること。
  - ・委託完了届 1部

## 第10 成果品及び提出部数

- 1 報告書 2部 (A4 版製本)
- 2 本業務により作成した資料及び制作物 (広報物等) 一式
- 3 上記の電子データ 一式

## 第11 契約代金の支払方法

業務が完了したことを確認後、請求に基づき一括支払いとする。

## 第 12 担当

東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階  
公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課 環境改善係  
TEL : 03-3634-4036 (直通)  
Mail : kaizen01@tokyokankyo.jp

## 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

### 1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、（公財）東京都環境公社情報管理基本方針及び情報管理基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

### 2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

### 3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

### 4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

### 5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### 6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

### 7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び

複製したものを含む。)について、2 (1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

## 8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

### (1) 全般事項

#### ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

#### イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

#### ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

#### エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

### (2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

## 9 委託者の施設内での作業

- (1) 託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
  - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
  - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
  - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
  - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

## 10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
  - ア 再委託の理由
  - イ 再委託先の選定理由
  - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
  - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
  - オ 再委託する業務の内容
  - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
  - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
  - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
  - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

## 12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

## 13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

## 14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。ま

た、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

## 共 通 事 項

本契約により公益財団法人東京都環境公社（以下「委託者」という。）から業務の依頼を受けた者（以下「受託者」という。）は、本契約の履行に当たり、以下の事項について遵守、協力すること。また、その他一般事項についても以下のとおりとする。

### 1 環境配慮について

受託者は、以下に記載する「東京都グリーン購入推進方針」について、できうる限り協力すること。

「東京都グリーン購入推進方針」

物品等の調達にあたっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。また、再生材料等使用した際は、それに準じたマークを使用することとする。

<製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- (2) 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一包装、分離可能等）もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの

<具体的な参考水準及びマーク>

#### (12) 参考水準

- ① 文具類に共通する事項として、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合はア、木質の場合はイ、紙の場合はウの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はイ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はウ(イ)の要件をそれぞれ満たすこと。

ア 生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

イ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切に

なされたものであること。

ウ 次の要件を満たすこと。

(ア) 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。

(イ) 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

② ボールペンについて、①の水準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。

③ セロハンテープについて、①の水準を満たすこと、かつ、巻き芯には、再生紙を使用すること。

④ 布粘着テープについて、①の水準を満たすこと、かつ、テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。

⑤ 事務用封筒（紙製）について、①の水準を満たすこと、かつ、古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

⑥ ノートについて、①の水準を満たすこと、かつ、下記の水準を満たすこと。

ア 古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

イ 塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/m<sup>2</sup>以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。

⑦ 付箋について、①の水準を満たすこと、かつ、主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。

⑧ ファイルについて、金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア ①の水準を満たすこと。

イ クリアホルダーにあっては、上記アの要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチック

であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

- ⑨ クロース表紙について、①の水準を満たすこと、かつ、表紙芯材板紙には再生紙を使用すること
  - ⑩ 文書保存箱について、古紙パルプ配合率 80%以上であること。
  - ⑪ のり（液状、澱粉のり）（補充用を含む）、のり（固形・テープ）（補充用を含む）については、①の水準は容器に適用される
  - ⑫ 連射式クリップについて、主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、①のとおり。
  - ⑬ 修正液、修正テープについて、主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。
  - ⑭ スタンプ台、朱肉について、主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。
  - ⑮ ステープラー（汎用型）について、主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く）。それ以外の場合にあつては、①の水準を満たすこと。
  - ⑯ 塗料について、下記の水準を満たすこと。
    - ア 建築物内装用鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であつて、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。
    - イ 建築物外装用鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であつて、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料（溶剤系）であること。
  - ⑰ ダストブロワーについて、フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
  - ⑱ チョークについて、再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
  - ⑲ トイレットペーパー及びティッシュペーパーについて、古紙パルプ配合率100%であること。
  - ⑳ 電子卓上計算機について、・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。また、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
  - ㉑ 一次電池又は小形充電式電池について、次のいずれかの要件を満たすこと。
    - ア 一次電池にあつては、「東京都グリーン購入推進方針」に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。
    - イ 小形充電式電池（二次電池）であること。
- (13) 参考マーク



## 2 環境により良い自動車の利用

本契約の履行にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）を遵守すること。また、委託者が受託者に対し書面による事前の通知により、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求めることができる。この場合、受託者は、事業の運営に支障が生じるときその他の正当な理由がある場合を除き、委託者の求めに応じるものとする。

## 3 個人情報の保護

受託者の本契約に係る個人情報の取扱い条件については、以下のとおりとする。

### (1) 個人情報の定義

本契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「法」という。）第2条に定める「個人情報」であり、委託者及び受託者が双方協議の上同意して定めた情報とする。

### (2) 個人情報の提供

ア 委託者は、本契約の履行上必要最小限度の個人情報を受託者に提供する。

イ 委託者は、個人情報を受託者に提供する場合、原則として、当該情報が個人情報である旨を書面にて受託者に示さなければならない。また、委託者は、委託者が受託者に提供した情報が、個人情報に該当するかどうか受託者において不明であり、受託者が委託者に照会したときは、速やかに回答しなければならない。

ウ 個人情報の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法は、個人情報の安全管理の観点から、別途双方協議の上書面により定めるとおりとする。

### (3) 個人情報の秘密保持

ア 受託者は、本契約履行にあたり委託者から提供された個人情報を、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約履行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、別に定める再委託先が本契約履行上必要最小限度において、個人情報を取り扱う場合を除き、他に開示又は漏洩してはならないものとする。

イ 受託者は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、受託者の指揮監督を受けて本契約履行に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

ウ 受託者は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報等の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講じるものとする。

### (4) 安全管理措置

ア 受託者は、本契約履行にあたり、個人情報の漏洩、滅失又は棄損（以下「漏洩等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

イ 委託者及び受託者は、委託者が上記に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、本契約の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

(5) 管理、監督

- ア 受託者は、上記に定める安全管理措置を徹底するため、本契約履行にあたり個人情報の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。
- イ 受託者は、本契約履行にあたり、実際に個人情報を取扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- ウ 受託者は、本契約履行の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を書面により事前に委託者に通知し承諾を得ることとする。また、受託者の責任において、再委託先に対して本契約と同様の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(6) 本人に対する責任等

- ア 委託者は、個人情報、法を遵守して適正に取得されたものであることを補償するとともに、受託者に個人情報を提供することについて個人情報の主体たる本人に対して責任を負う。
- イ 受託者は、本人から個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報の提供を要請された場合、速やかに委託者に通知するものとする。この場合、受託者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、委託者が自己の費用と責任をもって対応することとする。

(7) 監査

- ア 委託者は、受託者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受託者に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入を求めることができる。この場合、受託者は、事業の運営に支障が生じるときその他の正当な理由がある場合を除き、委託者の求めに応じるものとする。
- イ 上記の報告、資料の提出又は監査にあたり、受託者は委託者に対して、受託者の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができる。
- ウ 委託者は、監査のために受託者の事業所等への入館が必要となる場合、受託者所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとする。
- エ 受託者は、委託者による監査が通常範囲を超えると判断するとき、双方協議の上、監査の受入れのために受託者が要した費用を委託者に請求できるものとする。

(8) 改善

- ア 委託者は、上記による報告、資料の提出又は監査の結果、受託者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受託者に対し、その理由を書面により通知かつ説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- イ 受託者は、上記の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について委託者と協議を行わなければならない。

(9) 契約解除

委託者は、受託者が上記(2)から(8)に定めた事項を遵守しない場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

#### 4 環境対策

- (1) 受託者は、委託者の取組む環境マネジメントシステムに基づく環境管理マニュアルを理解し、事業活動における環境配慮の徹底などシステム運用に協力すること。
- (2) 受託者は、委託者が定める環境方針に基づき、環境目的・目標及びそれらを具体的に実施するためのプログラムについて、委託者と協力してその達成に努める。

#### 5 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

#### 6 その他

##### (1) 法令の遵守

受託者は、本契約履行にあたり関係する法令を遵守し、必要に応じ資格保有者を契約履行にあたって、安全に十分配慮すること。

##### (2) 受託者の責務

受託者は、本件履行に際し、受託者の起因する事故等が発生した場合、速やかに委託者に所属する担当者に連絡の上、必要な措置をとること。また、損害等を与えた場合は、受託者が責任を負うこと。

##### (3) 代金の支払い

受託者は、本契約履行後に完了届若しくは納品書、並びに必要な書類等を提出し、委託者に所属する担当者の検査を受けることとし、検査合格の場合、受託者は速やかに請求書を提出すること。請

求書が提出された月の翌月末に支払を行う。

(4) その他

不明な点は双方協議の上、決定する。

## 暴力団関係者の排除に係る特約条項

第1条 公益財団法人東京都環境公社（以下「委託者」という。）から本契約により業務の依頼を受けた者（以下「受託者」という。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準じる者

第2条 委託者は、受託者が反社会的勢力と以下の各号一でも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第3条 委託者は、受託者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて委託者の信用を棄損し、又は委託者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第4条 受託者は、受託者又は受託者の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1条及び第2条に該当しないことを確約し、将来も第1条及び第2条に該当しないことを確約する。

2 受託者は、その下請又は再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を講じなければならない。

3 受託者が、前各項の規定に違反した場合には、委託者は本契約を解除することができる。

第5条 受託者は、受託者又は受託者の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を委託者に報告し、委託者の捜査機関への通報及び委託者の報告に必要な協力を行うものとする。

2 受託者が前項の規定に違反した場合には、委託者は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

第6条 委託者が本条各項又号により本契約を解除した場合には、受託者に損害が生じても委託者はこれを何ら賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により委託者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償するものとする。

## 成果の権利及び知的財産権の帰属

- (1) 本業務に基づき、受託者が委託者のために作成した成果物(中間成果物を含む)及び役務の提供の結果、発生した著作権は、本業務以前に受託者がすでに保有するものを除き、すべて委託者に帰属し、その権利は受託者から委託者に無償で譲渡されるものとする。
- (2) (1)の規定に従って、受託者から委託者に譲渡される権利は、著作権法第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次著作物に関する原作者の権利)に規定される権利も含むものとする。
- (3) 受託者は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。
- (4) 受託者は、本業務以前に受託者がすでに保有するものを除き、委託者の書面による承諾を得るかもしくは別途、合意しなければ、成果物の全部あるいは一部及びその複製物を保有し、利用できないものとする。

別添

